

○議案第 29 号 守口市手数料条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、さきの議案第 26 号と同様、いわゆる番号法の施行に伴い、同法に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。